

2023年10月23日

SMBCエルダープログラムをご契約のお客さまへ

株式会社 三井住友銀行

「SMBCエルダープログラム規定」改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は三井住友銀行をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

2023年11月24日(金)より以下の通り「SMBCエルダープログラム規定」の改定を予定しておりますので、SMBCエルダープログラム規定第16条(改定後は第19条)に基づき改定内容をお知らせします。なお、改定後の規定は、改定前よりご契約いただいているお客さまに対しても適用されます。

<主な改定内容>

- ・本規定における用語の定義について、第2条(定義)に追加しました。
- ・「エルダーコンシェルジュサービス」の概要を記載した条文を第11条(エルダーコンシェルジュサービス) として追加しました。
- ・第12条(付帯サービス提供企業または提携企業等と当行との間の個人情報等の授受)第2項に、利用者の情報の取扱(「SMBCエルダープログラム ファミリープラン」利用時における当該サービス利用者と当行との間における利用者の情報の授受)に関する内容を追加しました。なお、「SMBCエルダープログラム ファミリープラン」については、別途掲載する「SMBCエルダープログラム ファミリープラン利用規定」をご参照ください。

今後ともお客さまにご満足いただけるサービス提供に努めてまいりますので、引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点につきましては、お取引店までお問い合わせください。

敬具

改定後	現状
第1条(SMBCエルダープログラム規定) SMBCエルダープログラム規定(「本規定」といいます。)は、当行が別途定める条件を満たす利用者に対して提供するSMBCエルダープログラム(次条に定義します。)の内容と、その利用に関する当行および利用者間の権利義務関係等を定めたものです。利用者はSMBCエルダープログラムの利用を申し込む場合には、本規定の各条項を認識し了承の上、当行に対してSMBCエルダープログラムの申込を行うものとし、当行がこれを承諾して利用者に対してSMBCエルダープログラムを提供するに当たっては、当行と利用者との間に本規定が適用されるものとします。	第1条(SMBCエルダープログラム規定) SMBCエルダープログラム規定(以下「本規定」といいます。)は、当行が別途定める条件を満たす利用者に対して提供するSMBCエルダープログラム(第4条に定義します。)の内容と、その利用に関する当行および利用者間の権利義務関係等を定めたものです。利用者はSMBCエルダープログラムの利用を申し込む場合には、本規定の各条項を認識了承の上、当行に対してSMBCエルダープログラムの申込を行うものとし、当行がこれを承諾して利用者に対してSMBCエルダープログラムを提供するに当たっては、当行と利用者との間に本規定の内容が適用されるものとします(なお、本規定によるSMBCエルダープログラムの利用に関する契約を以下「本特約」といいます。)。

改定後	現状
第2条(定義)	_
<u>本規定における用語の定義は、次のとおりとします。</u>	
① 「エルダーコンシェルジュ」とは、利用者からの	
SMBCエルダーコンフェルフュ」とは、利用省からの SMBCエルダープログラムの利用に係る照会・要望	
等の受付・対応等を担当する当行の役職員をいいま	
<u>等の文的・別心等で担当する当11の役職員でいいよ</u> す。	
<u>り。</u> ② 「エルダーコンシェルジュサービス」とは、第11条	
第1項に規定するサービスをいいます。	
ービスの利用に当たり、受贈者および当行との間で	
締結する当行所定の様式の特約をいいます。	
④ 「資産承継特約サービス」とは、第10条第1項に規	
定するサービスをいいます。 ② 「担性公業」とは、利田老による担性サービスの利	
⑤ 「提携企業」とは、利用者による提携サービスの利 用に光をし、光行が別冷を完まるの業をいいます。	
用に当たり、当行が別途指定する企業をいいます。 ⑥ 「提携サービス」とは、第8条第1項に規定するサー	
じスをいいます。	
② 「当行指定提供商品」とは、利用者による当行提供	
商品の割引サービスの利用に当たり、当行が別途指	
定する当行提供商品・サービスをいいます。	
⑧ 「当行提供商品の割引サービス」とは、第9条第1項	
に規定するサービスをいいます。	
⑨ 「付帯サービス」とは、第6条第1項に規定するサー	
ビスをいいます。	
⑪ 「付帯サービス提供企業」とは、利用者による付帯	
サービスの利用に当たり、当行が別途指定する企業	
⑪ 「本特約」とは、本規定によるSMBCエルダープロ	
グラムの利用に係る契約をいいます。	
② 「割引付帯サービス」とは、第7条第1項に規定する	
<u>サービスをいいます。</u>	
⑬ 「SMBCエルダープログラム」とは、本特約に基づ	
<u>く次に掲げるサービスを総称していいます。</u>	
<u>イ 付帯サービス</u>	
<u>ロ 割引付帯サービス</u>	
二 当行提供商品の割引サービス	
<u> </u>	
び内容の利用者名義の普通預金口座をいいます。	
 八 提携サービス 二 当行提供商品の割引サービス 木 資産承継特約サービス へ エルダーコンシェルジュサービス ④ 「SMBCエルダープログラム専用口座」とは、利用者が次条の規定により指定する当行所定の条件およ 	
者が次条の	規定により指定する当行所定の条件およ

改定後	現状
第3条(SMBCエルダープログラム専用口座の指定) 利用者は、SMBCエルダープログラムの利用を希望する場合には、当行所定の方法により、SMBCエルダープログラム専用口座の開設の申込または開設済の利用者名義の当行普通預金口座(当行所定の条件および内容を満たすものに限られます。)をSMBCエルダープログラム専用口座として指定するものとします。	第2条(SMBCエルダープログラム専用口座) (1)SMBCエルダープログラム専用口座とは、SMBCエルダープログラムを利用するに当たり必要となる当行所定の条件および内容の普通預金口座をいいます。 (2)SMBCエルダープログラムの利用を希望する場合には、当行所定の方法により、SMBCエルダープログラム専用口座の開設の申込または開設済の当行普通預金口座(当行所定の条件および内容を満たすものに限られます。)をSMBCエルダープログラム専用口座として指定するものとします。 (3)SMBCエルダープログラム専用口座については、普通預金規定、SMBCポイントパック規定、残高別金利型普通預金に関する特約および別途申し込まれた各サービス等に関する規定に加え、本特約を適用します。 (4)本特約が解約された場合には、SMBCエルダープログラム専用口座に本特約は適用されなくなります。本特約の解約後も、特約が解約されたSMBCエルダープログラム専用口座には普通預金規定、SMBCポイントパック規定、残高別金利型普通預金に関する特約および別途申し込まれたSMBCエルダープログラム専用口座には普通預金規定、SMBCポイントパック規定、残高別金利型普通預金に関する特約および別途申し込まれたSMBCエルダープログラム等に関する規定が引き続き適用されます。
第4条(本特約の締結時期) 本特約は、当行が本特約の申込を受け付け、当行所定の 手続を完了した時点において締結されたものとして取り 扱います。	第3条 (本特約の締結時期) 本特約は、当行が本特約の申込を <u>受付し</u> 、当行所定の手 続を完了した時点において締結されたものとして取り扱 います。
第5条(SMBCエルダープログラムの利用・内容) (1)利用者は、本特約が有効に存続する間においてのみ、 SMBCエルダープログラムを利用することができます。 (2)SMBCエルダープログラムの内容については事前に通 知することなく変更・中止する場合があります。	第4条(サービス内容) (1)利用者は、本特約の適用を受ける間にのみ、以下のサービスが利用できます(以下総称して「SMBCエルダープログラム」といいます。)。 ・付帯サービス及び割引付帯サービス ・提携サービス ・当行提供商品の割引サービス ・資産承継特約サービス (2)SMBCエルダープログラムの内容については事前に通知することなく変更・中止する場合があります。

第6条(付帯サービス)

(1)付帯サービスは、<u>付帯サービス提供企業が、</u>当該付帯サービス提供企業各社の規定に基づき、<u>あらかじめ</u>当行と付帯サービス提供企業で取り決めた商品・サービスを無料で利用者に提供するサービスです。

(2)付帯サービスの利用に当たっては、別途、利用者が、付帯サービス提供企業に対し、あらかじめ当行と付帯サービス提供企業で取り決めた商品・サービスの<u>申込を行う</u>必要があります。<u>なお、</u>付帯サービス提供企業が提供する商品・サービスの内容・方法、無料範囲を超える利用料等については、付帯サービス提供企業が定める規定等により取り扱われます。利用者は、付帯サービス提供企業との間で、商品・サービスの内容・方法、無料範囲を超える利用料等について紛議が生じた場合には、その責任において解決するものとします。

(3)付帯サービス提供企業が利用者に対して提供する商品・サービスの具体的な内容・方法等については、当行は関与しません。また、付帯サービス提供企業が利用者に対して提供した商品・サービスの内容・方法および商品・サービスの不提供・不完全な提供に関して利用者が被った損害・損失について当行は責任を負いません。

第5条(付帯サービス)

(1)付帯サービスは、当行が別途指定する企業(以下

、「付帯サービス提供企業」といいます。)が、当該付帯 サービス提供企業各社の規定に基づき、<u>予め</u>当行と付帯 サービス提供企業で取り決めた商品・サービスを無料で 利用者に提供するサービスです。

(2)付帯サービスの利用に当たっては、別途、利用者が、付帯サービス提供企業に対して、予め当行と付帯サービス提供企業で取り決めた商品・サービスを申し込む必要があります。その際、付帯サービス提供企業が提供する商品・サービスの内容・方法、無料範囲を超える利用料等については、付帯サービス提供企業が定める規定等により取り扱われます。利用者は、付帯サービス提供企業との間で、商品・サービスの内容・方法、無料範囲を超える利用料等について紛議が生じた場合には、その責任において解決するものとします。

(3)付帯サービス提供企業が利用者に対して提供する商品・サービスの具体的な内容・方法等については、当行は関与しません。また、付帯サービス提供企業が利用者に対して提供した商品・サービスの内容・方法および商品・サービスの不提供・不完全な提供に関して利用者が被った損害・損失について当行は責任を負いません。

第5条の2(割引付帯サービス)

(1)割引付帯サービスは、付帯サービス提供企業が、当該付帯サービス提供企業各社の規定に基づき、<u>予め</u>当行と付帯サービス提供企業で取り決めた商品・サービスを、<u>予め</u>当行と付帯サービス提供企業で取り決めた割引価格で利用者に提供するサービスです。

(2)<u>前条2項及び3項</u>の規定は、無料範囲を割引価格と 読み替えて割引付帯サービスについて準用します。

第7条(割引付帯サービス)

(1)割引付帯サービスは、付帯サービス提供企業が、当該付帯サービス提供企業各社の規定に基づき、<u>あらかじ</u>め当行と付帯サービス提供企業で取り決めた商品・サービスを、<u>あらかじめ</u>当行と付帯サービス提供企業で取り決めた割引価格で利用者に提供するサービスです。

(2)前条第2項および第3項の規定は、無料範囲を割引価格と読み替えて割引付帯サービスについて準用します。

第8条(提携サービス)

(1)提携サービスは、<u>当行が、利用者の希望に応じ、提</u> 携企業を紹介するサービスです。

(2)利用者が提携企業の商品・サービスを利用するに当たっては、提携企業が定める規定等により取り扱われます。利用者は、提携企業との間で、商品・サービスの内容・方法、利用料等について紛議が生じた場合には、その責任において解決するものとします。

(3)提携企業が利用者に対して提供する商品・サービスの具体的な内容・方法等について、当行は関与しません。また、各提携企業の商品・サービスの内容・方法および商品・サービスの不提供・不完全な提供に関して利用者が被った損害・損失について当行は責任を負いません。

第6条(提携サービス)

(1)提携サービスは、<u>利用者の希望に応じて、当行が別</u> <u>途指定する企業(以下「提携企業」といいます。)を</u>紹 介するサービスです。

(2)利用者が提携企業の商品・サービスを利用するに当たっては、提携企業が定める規定等により取り扱われます。利用者は、提携企業との間で、商品・サービスの内容・方法、利用料等について紛議が生じた場合には、その責任において解決するものとします。

(3)提携企業が利用者に対して提供する商品・サービスの具体的な内容・方法等について、当行は関与しません。また、各提携企業の商品・サービスの内容・方法および商品・サービスの不提供・不完全な提供に関して利用者が被った損害・損失について当行は責任を負いません。

第9条(当行提供商品の割引サービス)

- (1)当行提供商品の割引サービスは、利用者が、当行指定提供商品の利用料・保管料・各種手数料の全部または一部について割引を受けることができるサービスです。 (2)当行指定提供商品の取扱いについては、当該商品・サービスに関する規定が適用されます。
- (3)当行提供商品の割引サービスの利用を希望する場合には、既に当行指定提供商品を利用している場合を除き、利用者が別途当行指定提供商品の申込を行う必要があります。
- (4)既に当行指定提供商品のうち貸金庫、貴重品保管サービス、SMBCデジタルセーフティボックスまたは定額自動送金(きちんと振込)を利用している利用者が当行提供商品の割引サービスを利用する場合には、本特約の締結後最初に到来する利用料・保管料・各種手数料の支払日から、当該当行指定提供商品の利用料・保管料・各種手数料の割引を受けることができ、それ以前に利用者が支払済みの利用料・保管料・各種手数料について割引はなされません。
- (5)本特約の<u>締結前に当行指定提供商品の利用</u>を開始し、 利用者が支払った<u>利用料・保管料・各種手数料</u>について は、一切の返金を行うことはできません。
- (6)本特約が解約された場合には、以後、継続的に発生する利用料・保管料・各種手数料に対する割引を含め、当行指定提供商品の全部について、当行提供商品の割引サービスによる割引を一切受けることができなくなります。

第7条(当行提供商品の割引サービス)

- (1)当行提供商品の割引サービスは、<u>当行が別途指定した当行提供商品・サービス(以下「既存商品」といいます。)の利用料・保管料・各種手数料の全部または一部について割引を行うサービスです。</u>
- (2)既存商品の取扱いについては、当該商品・サービスに関する規定が適用されます。
- (3)当行提供商品の割引サービスの利用を希望する場合には、既に既存商品を利用しているお客様を除き、利用者が別途既存商品の申込を行う必要があります。
- (4)既に貸金庫、貴重品保管サービス、SMBCデジタルセーフティボックスまたは定額自動送金(きちんと振込)の既存商品を利用しているお客様が本特約を申し込んだ場合には、本特約の適用後最初に到来する手数料支払日から、利用料・保管料等の継続的手数料の割引を受けることができ、それより前に利用者が支払済みの手数料については割引の適用はありません。
- (5)本特約の<u>適用開始より前に既存商品の利用</u>を開始し、 利用者が支払った<u>手数料</u>については一切の返金を行うこ とはできません。
- (6)<u>本特約が解約となった場合には、以後、継続的手数料に対する割引を含め、本特約のサービスとしての既存</u>商品すべての割引を受けることができなくなります。

第10条(資産承継特約サービス)

- (1)資産承継特約サービスは、利用者との間で締結される当行所定の様式の死因贈与契約に基づきSMBCエルダープログラム専用口座の全部または一部の贈与を受けた受贈者が、当行所定の方法による届出を行うことによって、当該死因贈与契約に定める割合において、遺産分割協議を経ることなく、当該SMBCエルダープログラム専用口座内の預金の払戻しを行うことができるサービスです。
- (2)利用者は、資産承継特約サービスの利用に当たり、 受贈者および当行との間で資産承継特約を締結する必要 があります。
- (3)資産承継特約<u>サービス</u>は、SMBCエルダープログラム専用口座のみを対象とします。

第8条(資産承継特約サービス)

- (1)資産承継特約サービスは、利用者からSMBCエルダープログラム専用口座の一部または全部の贈与を受ける受贈者と利用者との間で締結される当行所定の死因贈与契約の効力が発生した場合、受贈者からの届出によって、当該死因贈与契約に定める割合に基づき、遺産分割協議を経ることなく本件預金の払い戻しを行うことのできるサービスです(利用者の、上記受贈者に対するSMBCエルダープログラム専用口座の一部または全部の贈与を実現させるための契約を以下「資産承継特約」といいます。)。
- (2)資産承継特約サービスに基づき、利用者が受贈者に対してSMBCエルダープログラム専用口座の一部または全部の贈与を実現させるためには、別途当行と利用者との間で当行所定の方法・内容による資産承継特約を締結する必要があります。
- (3)資産承継特約は、SMBCエルダープログラム専用口座のみを対象とします。

改定後	現状
第11条(エルダーコンシェルジュサービス) (1)エルダーコンシェルジュサービスとは、利用者が、 SMBCエルダープログラムの利用に当たり、エルダーコンシェルジュによるSMBCエルダープログラムの利用に係る助言、当行所定の頻度による定期的な連絡・SMBCエルダープログラムに関する情報提供等その他の当行所定のサポートを受けることができるサービスです。 (2)エルダーコンシェルジュサービスには、エルダーコンシェルジュが、利用者に対する当行所定の頻度による定期的な連絡・SMBCエルダープログラムに関する情報提供等を実施するに当たり、利用者の求めに応じ、利用者により指定された時間・場所に訪問の上、これを行うことが含まれますが、取引店の所在地その他の状況によっては、エルダーコンシェルジュが利用者により指定された時間・場所に訪問することが困難な場合があります。	
第12条(付帯サービス提供企業または提携企業等と当行との間の個人情報等の授受) (1)利用者に対して付帯サービス提供企業または提携企業のサービスを提供するために必要な利用者の情報(本特約の有無、住所、氏名、連絡先、口座番号、付帯サービス提供企業または提携企業のサービスの利用状況等)を、付帯サービス提供企業または提携企業と当行との間で相互に交換または一方から他方に提供することがあります。 (2)利用者に対してSMBCエルダープログラムを提供するために必要な利用者の情報(本特約の有無、住所、氏名、連絡先、口座番号、SMBCエルダープログラムの利用状況等)を、「SMBCエルダープログラム ファミリープラン利用規定」による契約に基づくサービスを利用するお客さまであって利用者が当行所定の方法により当行に届け出た方と当行との間で相互に交換または一方から他方に提供することがあります。	第9条(付帯サービス提供企業または提携企業と当行との間の個人情報等の授受)利用者に対して付帯サービス提供企業または提携企業のサービスを提供するために必要な利用者の情報(本特約の有無、住所、氏名、連絡先、口座番号、付帯サービス提供企業または提携企業のサービスの利用状況等)を、当行と付帯サービス提供企業または提携企業との間で相互に交換または一方から他方に提供することがあります。

第13条(エルダー利用料)

(1)利用者は、実際のSMBCエルダープログラムの利用の有無・頻度にかかわらず、本特約が有効に存続する間、 当行所定のエルダー利用料を支払うものとします。エルダー利用料の支払は、払戻請求書等および通帳(通帳不発行方式の場合には払戻請求書および預金者本人を確認できる資料)の提出なしに、毎月の当行所定の日に当月分のエルダー利用料を、SMBCエルダープログラム専用口座より自動的に引き落とすものとします。

- (2) 一旦<u>支払われた</u>エルダー利用料については、本特約の解約(当行からの解約も含みます。)その他事由のいかんを問わず返却しないものとします。
- (3)エルダー利用料の<u>引落し</u>が、残高の不足等により毎月の当行所定の日にできなかった<u>場合であっても、</u>その後に<u>引落し</u>が可能となった<u>ときは、</u>当行はいつでもエルダー利用料(当月分に限りません。)の<u>自動引落し</u>ができるものとします。

第14条(都合解約)

- (1)本特約は、利用者の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、利用者からの解約の通知は、当行所定の方法によるものとします。
- (2)解約に係る手数料はかかりません。但し、<u>解約時点</u>においてエルダー利用料が未払である場合には、当該未 払の利用料をお支払いいただきます。
- (3)第(1)項に基づき利用者が<u>本特約を</u>解約する場合には、 解約手続の完了までに一定の時間を要することがありま す。
- (4)第(1)項に基づき利用者が解約する場合において、利用者が資産承継特約を締結しているときは、当該資産承継特約も同時に解約されます。利用者は、当該資産承継特約が同時に解約されることによって利用者に生じうる不利益について、別途資産承継特約の内容を確認し、理解に努めるものとします。
- (5)第(1)項に基づき利用者が本特約を解約する場合には、 利用者は付帯サービス、割引付帯サービス、提携サービ スおよび当行提供商品の割引サービスのいずれも利用で きなくなります。
- (6)第(1)項に基づき利用者が<u>本特約を解約する場合には</u>、利用者が既に提携企業と契約しているサービスおよび特典への影響については、利用者が別途提携企業との間で確認するものとし、利用者が既に付帯サービス提供企業と契約している割引付帯サービスへの影響については、利用者が別途付帯サービス提供企業との間で確認するものとします。

第10条(手数料)

(1)利用者は、実際のSMBCエルダープログラムの利用の有無・頻度にかかわらず、本特約の適用を受ける間、当行所定の利用料(以下「エルダー利用料」といいます。)を支払うものとします。エルダー利用料の支払いは、払戻請求書等および通帳(通帳不発行方式の場合には払戻請求書および預金者本人を確認できる資料)の提出なしに、毎月の当行所定の日に当月分のエルダー利用料を、SMBCエルダープログラム専用口座より自動的に引き落とすものとします。

- (2)一旦<u>引き落とした</u>エルダー利用料については、本特 約の解約(当行からの解約も含みます。)その他事由の いかんを問わず返却しないものとします。
- (3)エルダー利用料の<u>引き落とし</u>が、残高の不足等により毎月の当行所定の日にできなかった<u>場合でも、</u>その後に<u>引き落とし</u>が可能となった<u>ときには、</u>当行はいつでも前記(1)と同様にエルダー利用料(当月分に限りません。)の自動引き落とし</u>ができるものとします。

第11条(都合解約)

- (1)本特約は、利用者の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、利用者からの解約の通知は、当行所定の方法によるものとします。
- (2)解約に係る手数料はかかりません。但し、<u>解約時点で、未払いのエルダー利用料がある場合には、当該利用料をお支払いいただきます。</u>
- (3)第(1)項に基づき利用者が解約する場合には、解約手続の完了までに一定の時間を要することがあります。
- (4)第(1)項に基づき利用者が解約する場合において、利用者が資産承継特約を締結しているときは、当該資産承継特約も同時に解約となります。利用者は、当該資産承継特約が同時に解約となることによって利用者に生じうる不利益について、別途資産承継特約の内容を確認し、理解に努めるものとします。
- (5)第(1)項に基づき利用者が解約するとき、利用者が既に提携企業と契約しているサービスおよび特典への影響については、利用者が別途提携企業との間で確認するものとし、利用者が既に付帯サービス提供企業と契約している割引付帯サービスへの影響については、利用者が別途付帯サービス提供企業との間で確認するものとします。

第15条(強制解約)

(1)次の各号のいずれかに該当する場合には、当行は、利用者に事前に通知することなく、本特約を解約することができます。

- ① 第13条第(1)項のエルダー利用料のSMBCエルダープログラム専用口座からの<u>引落し</u>ができない状態が3か月以上継続した場合
- ② 前号に掲げる場合を除き、利用者が当行に対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合
- ③ <u>前二号に掲げる場合を除き、</u>利用者が<u>本規定</u>その他 の当行との取引約定に違反した場合
- ④ 利用者に支払の停止または<u>破産手続、民事再生手続</u> その他の適用ある法令に基づく<u>倒産手続の開始</u>の申 立てがあったことを当行が知った場合
- ⑤ 利用者に相続の開始があったことを当行が知った場合
- ⑥ 住所変更の届出を怠る等、利用者の責めに帰すべき 事由により当行において利用者の所在が不明となっ た場合
- ② SMBCエルダープログラム専用口座が都合解約また は強制解約された場合
- ⑧ 前各号に掲げる場合のほか、本特約の解約を必要と する相当の事由が生じた場合
- (2)第(1)項に基づき解約される場合において、利用者が 資産承継特約を締結しているときは、当該資産承継特約 は同時に解約となります。但し、第(1)項第⑤号に基づ く解約の場合には、当該資産承継特約は同時に解約とは ならず、別途資産承継特約の定めに基づき処理されるも のとします。
- (3)解約の効力は、第(1)項の事由が生じ、当行所定の処理が完了した時点において発生します。但し、第(1)項第①号、第②号、第③号、第⑥号または第⑧号に基づく解約の場合には、利用者に対する解約の通知が到達(利用者の面前で口頭により通告した場合および第20条第(2)項に基づき到達したものとみなされる場合を含みます。)した時点より解約の効力が発生します。

<u>第16条</u> (SMBCエルダープログラムの停止・終了・廃止)

(1)当行は、当行ホームページへの掲載その他の当行が相当と認める方法により公表することにより、当該公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日において、SMBCエルダープログラムの全部または一部を停止、終了または廃止することができるものとします。(2)前項の規定にかかわらず、利用者のSMBCエルダープログラム専用口座の残高が当行所定の金額を下回った場合には、当行が利用者に対してサービス停止の通知を行った後、当行は付帯サービス及び割引付帯サービスを停止することができます。

第12条(強制解約)

(1)<u>利用者が</u>次の各号のいずれかに該当する場合には、 当行は、利用者に事前に通知することなく、本特約を解 約することができます。

- ① 第10条第(1)項のエルダー利用料のSMBCエルダープログラム専用口座からの自動引き落としができない状態が3か月以上継続した場合
- ② ①を除き利用者が当行に対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合
- ③ <u>①②を除き</u>利用者が<u>規約</u>その他の当行との取引約定 に違反した場合
- ④ 利用者に支払の停止または<u>破産手続開始もしくは民事再生手続開始</u>その他の適用ある法令に基づく<u>倒産</u>手続開始の申立てがあった場合
- ⑤ 利用者に相続の開始があったことを当行が知った場合
- ⑥ 住所変更の届出を怠る等、利用者の責めに帰すべき 事由により当行において利用者の所在が不明となっ た場合
- ⑦ SMBCエルダープログラム専用口座が都合解約また は強制解約された場合
- ⑧ 前各号に掲げる場合のほか、本特約の解約を必要と する相当の事由が生じた場合
- (2)第(1)項に基づき解約される場合において、利用者が 資産承継特約を締結しているときは、当該資産承継特約 は同時に解約となります。但し、第(1)項第⑤号に基づ く解約の場合には、当該資産承継特約は同時に解約とは ならず、別途資産承継特約の定めに基づき処理されるも のとします。
- (3)解約の効力は、第(1)項の事由が<u>発覚し、</u>当行所定の処理が終了した時点より発生します。但し、第(1)項第①号、第②号、第③号、第⑥号または第⑧号に基づく解約の場合には、<u>当行が解約の通知を発送し、</u>解約の通知が到達(<u>第17条第(2)項</u>に基づき到達したものとみなされる場合を含みます。)した時点より解約の効力が発生します。

<u>第13条</u> (SMBCエルダープログラムの停止・終了・廃止)

(1)当行は、当行ホームページへの掲載その他の当行が相当と認める方法により公表することにより、当該公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日において、SMBCエルダープログラムの全部または一部を停止、終了または廃止することができるものとします。(2)前項の規定にかかわらず、利用者のSMBCエルダープログラム専用口座の残高が当行所定の金額を下回った場合には、当行が利用者に対してサービス停止の通知を行った後、当行は付帯サービス及び割引付帯サービスを停止することができます。

改定後	現状
第17条 (譲渡、質入れ等の禁止) 本預金、預金契約上の地位、本特約上の地位およびこれ らに基づく一切の権利および通帳については、譲渡、質 入れその他の処分をし、または第三者に利用させること はできません。但し、資産承継特約を締結している場合 は、当該契約によるものとします。	第14条 (譲渡、質入れ等の禁止) 本預金、預金契約上の地位、本特約にかかる一切の権利 および通帳については、譲渡、質入れその他第三者の権 利の設定、もしくは第三者に利用させることはできませ ん。但し、資産承継特約を締結している場合は、 <u>当該契</u> 約に準じます。
第18条 (免責等) 天災・戦争・テロ攻撃の勃発、裁判所等の公的機関の措置等当行の責めに帰すことができない事由により、本特約またはSMBCエルダープログラムの提供の不能、遅滞等が生じた場合には、それにより生じた損害について、当行は責任を負いません。	第15条(免責等) 天災・戦争・テロ攻撃の勃発、裁判所等の公的機関の措置等当行の責めに帰すことができない事由により、本特約またはSMBCエルダープログラムの提供の不能、遅滞等が生じた場合には、それにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
第19条 (本規定の変更) 当行は、本規定の変更が必要であると判断した場合には、 利用者に対し、当行ホームページへの掲載その他の当行 が相当と認める方法により変更内容を公表することによ り、本規定の内容を変更できるものとし、変更後の本規 定は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過 した日から適用されるものとします。	第16条 (本規定の変更) 当行は、本規定の変更が必要であると判断した場合には、 利用者に対し、当行ホームページへの掲載その他の当行 が相当と認める方法により変更内容を公表することによ り、本規定の内容を変更できるものとし、変更後の本規 定は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過 した日から適用されるものとします。
第20条 (通知) (1)当行は、SMBCエルダープログラムに関連して利用者に通知をする場合には、あらかじめ利用者が当行に届け出た住所に宛てて発送する方法その他当行所定の方法によるものとします。 (2)当行は、あらかじめ利用者が当行に届け出た住所に宛てて通知を発送した場合には、利用者が正確かつ完全な住所情報の届出を怠る等利用者の責めに帰すべき事由により延着しまたは到着しなかった場合であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。	第17条(通知) (1)当行は、SMBCエルダープログラムに関連して利用者に通知をする場合には、あらかじめ利用者が当行に届け出た利用者の住所に宛てて当行所定の方法により発送するものとします。 (2)当行は、あらかじめ利用者が当行に届け出た住所に宛てて通知を発送した場合には、利用者が正確かつ完全な住所情報の届出を怠る等利用者の責めに帰すべき事由によりこれらが延着しまたは到着しなかった場合であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
第21条(準拠法・裁判管轄)	第18条(準拠法・裁判管轄)

本特約の契約準拠法は日本法とします。本特約に関して 訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁 判所とします。

第22条 (預金規定等の準用)

本規定に定めがない事項については、普通預金規定その他関連する諸規定が適用されるものとします。

本特約の契約準拠法は日本法とします。本特約に関して 訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁 判所とします。

第19条 (預金規定等の準用)

本規定に<u>別段の</u>定めがない事項については、普通預金規 定その他関連する諸規定が適用されるものとします。